

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年一月二十二日

指令川建セ第二九〇〇〇五二号

二 検査済証番号

平成三十年三月三十日

川建セ第二九〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六百五十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四百九十六番地一

石井 等